

# 東京麻糸沼津工場朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟一審判決

## 原告の主張

(静岡地裁 2000年1月27日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

## 2 原告らの被害事実

### (一) 原告曹 ■■■ の被害事実

原告曹 ■■■ (一九三〇年 ■■■ 生。以下「原告曹」という。)は、

一九四四年(昭和一九年)春ころ、一四歳のときに面の書記(役人)から、日本の工場が女子を募集しており原告曹がそれに該当すると言われて令状

のようなものを示された。原告曹の母は強くこれを拒絶したが（なお、原告曹の父はすでに死亡していた。）、数日後、面の書記二人と日本刀を携帯した日本人の巡査が、原告曹を行かせないと一番上の兄を徴兵徴用すると脅迫したため、母はやむなくこれを承諾した。

原告曹は、鎮海駅から汽車で釜山へ連行されて連絡船に乗せられ、船内で会社の制服と女子勤労挺身隊と書かれた襷を支給された後、下関から汽車で静岡県沼津市内の東京麻絲紡績株式会社沼津工場（以下「沼津工場」という。）に連行された。

原告曹は、同工場に付属する寄宿舎の月の寮七号室という部屋に收容され、三日間の嚴重な身体検査を受けた後、精紡課に配置され、午前四時三〇分に起床し、朝会の後に粗末な食事をすませた後、白の帽子と国防色の

作業服を身につけ、二カ所にポケットのついたエプロンをかけてはさみと指ぬきをはめ、一日中立ったまま、糸を引き抜いて下ろす機械から糸をつないで一様に機械の胴体に巻いていく仕事をさせられた（なお、原告曹は、会社幹部から、この工場は麻を織って飛行機の翼や胴体にかぶせるカバーをつくる紡績工場であると聞かされていた。）。そして、見廻りをする日本人女性の厳しい監視の下、しゃがみ込んだりすれば厳しく叱られるため、足が腫れ上がった後も激痛があっても瞬時も座ることなく、ただ死にもぐるいで働いた（原告曹は、ひどい出血を伴う足の怪我をしたことがあったが、このときも一時間も休むことができなかった。）。そのような状況であったにもかかわらず、現状は絶対に秘密にするようにと言われ、手紙もすべて検閲されていたため、自宅へはいつも元気であると書いた手紙を送

っていた。また、度重なる空襲に怯えながら生活していた。

一九四五年（昭和二〇年）七月一七日の空襲で沼津工場が全焼し、原告曹は、その後は富士紡績株式会社小山工場（以下「小山工場」という。）で働かされていたが、同年八月、天皇の放送で解放を知り、朝鮮に帰る船内で会社の担当者から給料はすべて積み立ててあるからすぐに送金すると約束されて一〇円の旅費を支給され、これで切符を購入して自宅へ帰ったが、結局、給料は送金されてこなかった。

原告曹は、一九五二年（昭和二七年）ころ、中学校教員と婚姻したが、女子勤労挺身隊員であったことが夫に知れると従軍慰安婦と誤解されるなどして差別を受けるため、夫には秘密にしていた。しかしながら、原告曹が長女を出産して間もないころ、夫に女子勤労挺身隊員であったことを知

られ、これが原因で離婚を余儀なくされた。

(二) 原告禹 [ ] の被害事実

原告禹 [ ] (一九二九年 [ ] 生。以下「原告禹」という。) は、

一九四四年(昭和一九年)三月ころ、一四歳のときに邑の職員(役人)と工場の人から、「産業戦士として日本で仕事をすれば学校にも通わせて勉強もさせてやる、すばらしい先生もそろっているし行き先の会社は日本最高だ、給料ももらえる、二年間働けば土地一〇〇〇坪くらいは買えるお金になる、軍属公務員にもなれる」などと言われ、日本国内へ行く決心をした。

原告禹は、鎮海駅から汽車で釜山へ行って連絡船に乗り、船内で「女子勤労挺身隊」「女子産業戦士」と書かれたもんぺ、帽子、鉢巻きなどを支

給された後、下関から汽車で沼津工場へ行った。

原告禹は、同工場に付属する寄宿舎の月の寮五号室を割り当てられ、一部屋一二名で生活することになり、三日間の身体検査の後、第二工場で粗紡を担当することになった。原告禹は、午前四時三〇分に起床して「我等は女子挺身隊」という歌に合わせて体操をし、食堂で一杯の飯とみそ汁を食べた後、一日一二時間にわたって仕事をした。原告禹の仕事は、粗紡係から精紡係に大きな糸巻きを二〇個ずつ四輪車に乗せて運ぶという女子には過酷な肉体労働であり、また、厳しい監視下にあったため一時も休むことができなかった。その結果、原告禹は、現在も腕が痛む後遺症に悩まされ続けている。原告禹は、空腹のため、父母から芋や干し大根等を送ってもらったり、外出証をもらって市内で粥を食べたりして飢えをしのぎ、ま

た、度重なる空襲に怯えながら生活していた。なお、募集時の話に反して学校で教育を受ける機会は一切なかった。

一九四五年（昭和二〇年）七月一七日に空襲により沼津工場や寄宿舎が全焼し、原告禹は、その後は小山工場で同じ仕事をしたが、同年八月、天皇の放送で解放を知り、これで故郷に帰れると思つて喜んだ。

同年九月七日、杉山という社員に引率されて新潟から朝鮮に向かう船に乗船し、船内で杉山に住所を記録され、給料を送るから家で待っているよと言われて旅費一〇円を支給され、これで釜山から汽車に乗り、故郷に帰つたが、結局、給料は送金されてこなかった。

そして戦後、原告禹は、女子勤労挺身隊に行ったという経歴が知れると従軍慰安婦と誤解されて結婚もできないなどの差別を受けるため、経歴を

公にすることもできない状態で生活することを強いられた。